

循環型社会形成推進地域計画（公共浄化槽等整備推進事業）事後評価説明資料

- 1 茨木市の生活排水処理
- 2 循環型社会形成推進交付金の概要
- 3 事後評価（案）

※ 浄化槽市町村整備推進事業 → 公共浄化槽等整備推進事業

= 公設浄化槽整備事業

1 茨木市の生活排水処理

(1) 生活排水処理整備 区域図

浄化槽区域

・対象地区

大字銭原、大字上音羽、
大字下音羽、大字長谷、
大字清阪、大字泉原 など

・普及率 62.3%

下水道事業計画区域

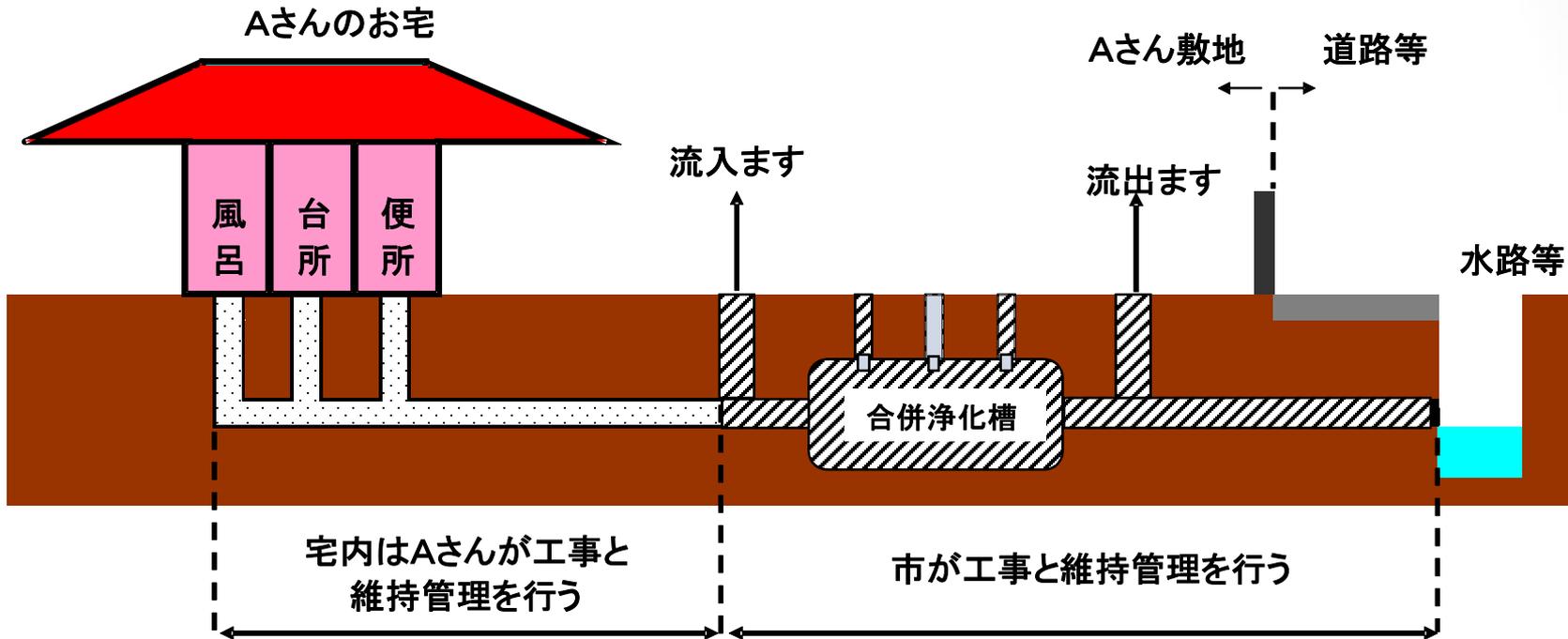
・普及率 99.5%

■生活排水処理整備区域図

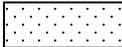
特定環境保全
公共下水道区域



(2) 市、個人が行う設置工事、維持管理の範囲



凡 例

-  個人で工事と維持管理を行う範囲
-  市で工事と維持管理を行う範囲

(3) 合併処理浄化槽の性能、設置対象

- 浄化槽法の規定による構造基準に適合する浄化槽であって、総窒素濃度20mg/L以下に除去する能力を有するもの
- 浄化槽の大きさが概ね200人槽以下となる住宅、事業所等が対象



(4) 個人が負担する主な費用等

- 浄化槽分担金（例：7人槽で214,000円）
- 宅内の排水設備工事の費用
- 浄化槽使用料金

2 循環型社会形成推進交付金の概要

(1) 交付金制度の創設

平成16年度の「三位一体改革」により、従来の補助金制度を廃止し、平成17年度より「循環型社会形成推進交付金」を創設

(2) 交付金の交付目的、概要

- ・市町村が、廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を総合的に推進するため
- ・広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設整備を計画(循環型社会形成推進地域計画)し、計画に位置付けられた施設整備等に対し交付金を交付



参考 イメージ図

(3) 交付対象施設

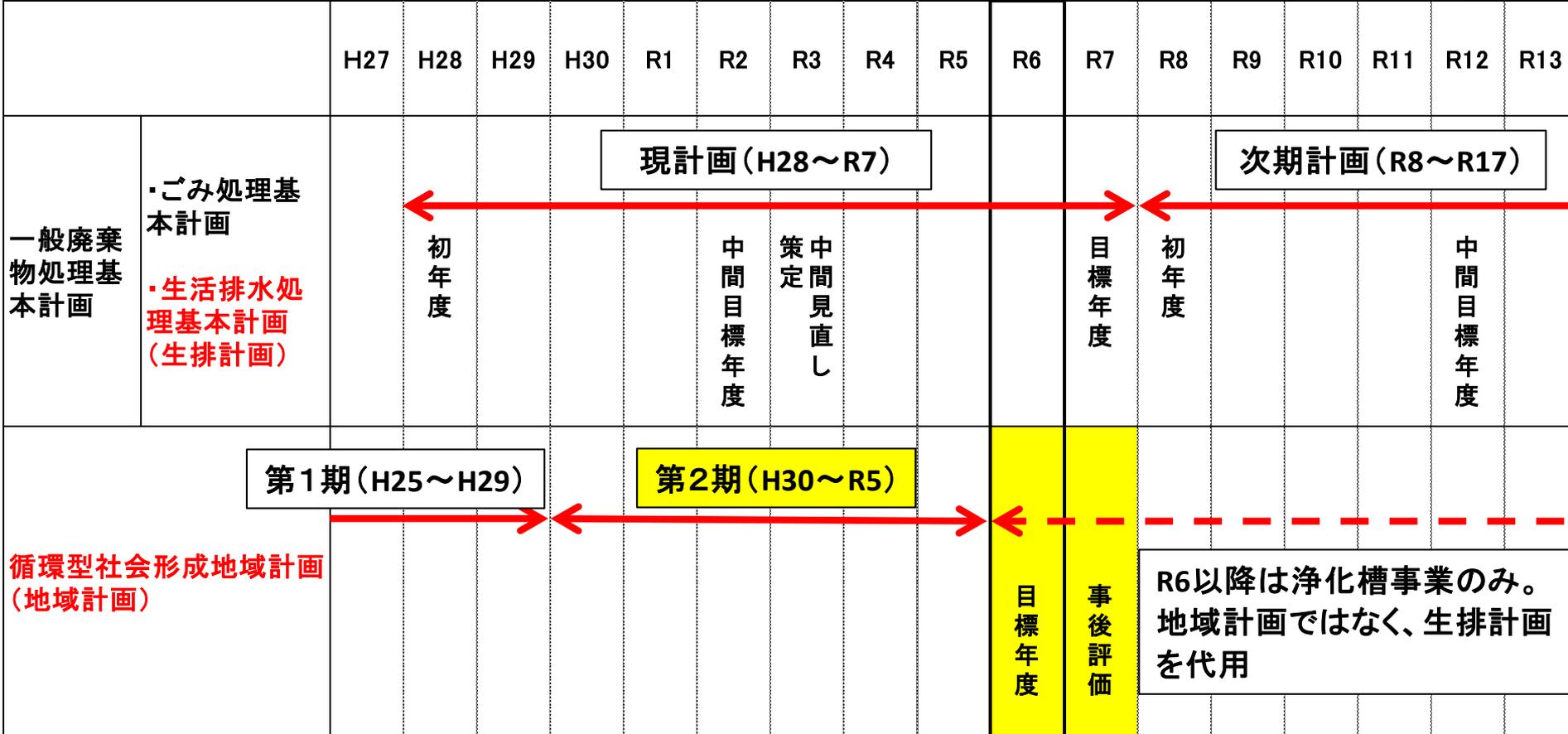
交付 対象 施設

- ・ **マテリアルリサイクル推進施設**
(不燃物・プラスチック等の再資源化施設、ストックヤード 等)
- ・ **エネルギー回収型廃棄物処理施設**
(ごみ発電施設、熱回収施設、バイオガス化施設 等)
- ・ **有機性廃棄物リサイクル推進施設**
(し尿・生ごみ等の資源化施設)
- ・ **浄化槽 (公共浄化槽等整備推進事業)**
- ・ **最終処分場**
- ・ **既設の廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業**

(4) 交付率

交付対象経費の1/3

(5) 循環型社会形成推進地域計画等



3 事後評価（案）

(1) 循環型社会形成推進交付金交付要綱(抜粋)

第9 地域計画の事後評価

1. 市町村は、交付期間の終了後に、地域計画の目標の達成状況等について評価を行い、これを公表するとともに、環境大臣に報告をしなければならない。

2. 環境大臣は、前項に基づく報告を受けたときは、市町村に対し、必要な助言をすることができる。

(2) 事後評価に必要な書類、項目

様式第 9 循環型社会形成推進地域計画目標達成状況報告書

- ・ 目標達成状況
- ・ 各施策の実施状況
- ・ 目標の達成状況に関する評価
- ・ 都道府県知事の評価（大阪府が記入）

様式第 10 循環型社会形成推進地域計画改善計画書

- ・ 目標達成状況
- ・ 目標が達成できなかった要因
- ・ 目標達成に向けた方策
- ・ 都道府県知事の所見（大阪府が記入）

(3)様式第9 循環型社会形成推進地域計画目標達成状況報告書

事後評価に関する指標等について

- 汚水衛生処理人口(人)

＝公共下水道処理人口＋合併処理浄化槽処理人口

※ 公共下水道処理人口とは、実際に公共下水道に接続している人口

- 汚水衛生処理率(%)

＝汚水衛生処理人口÷住民基本台帳人口×100

- 未処理人口(人)

＝住民基本台帳人口－汚水衛生処理人口

(3) 様式第9

1 目標の達成状況 (単位:人)

指 標	現 状	目 標	実績 (見込み)	実績B/目標A ※1
	《平成29年度》 (2017)	《令和6年度》 (2024) A	《令和6年度》 (2024) B	
総人口	281,478	283,884	286,164	-
公共下水道	276,486	281,654	282,129	40.0%
	98.2%	99.2%	98.6%	
集落排水施設等	0	0	0	-
	0.0%	0.0%	0.0%	
合併処理浄化槽	1,142	894	1,146	0.0%
	0.4%	0.3%	0.4%	
未処理人口	3,850	1,336	2,889	44.4%
	1.4%	0.5%	1.0%	

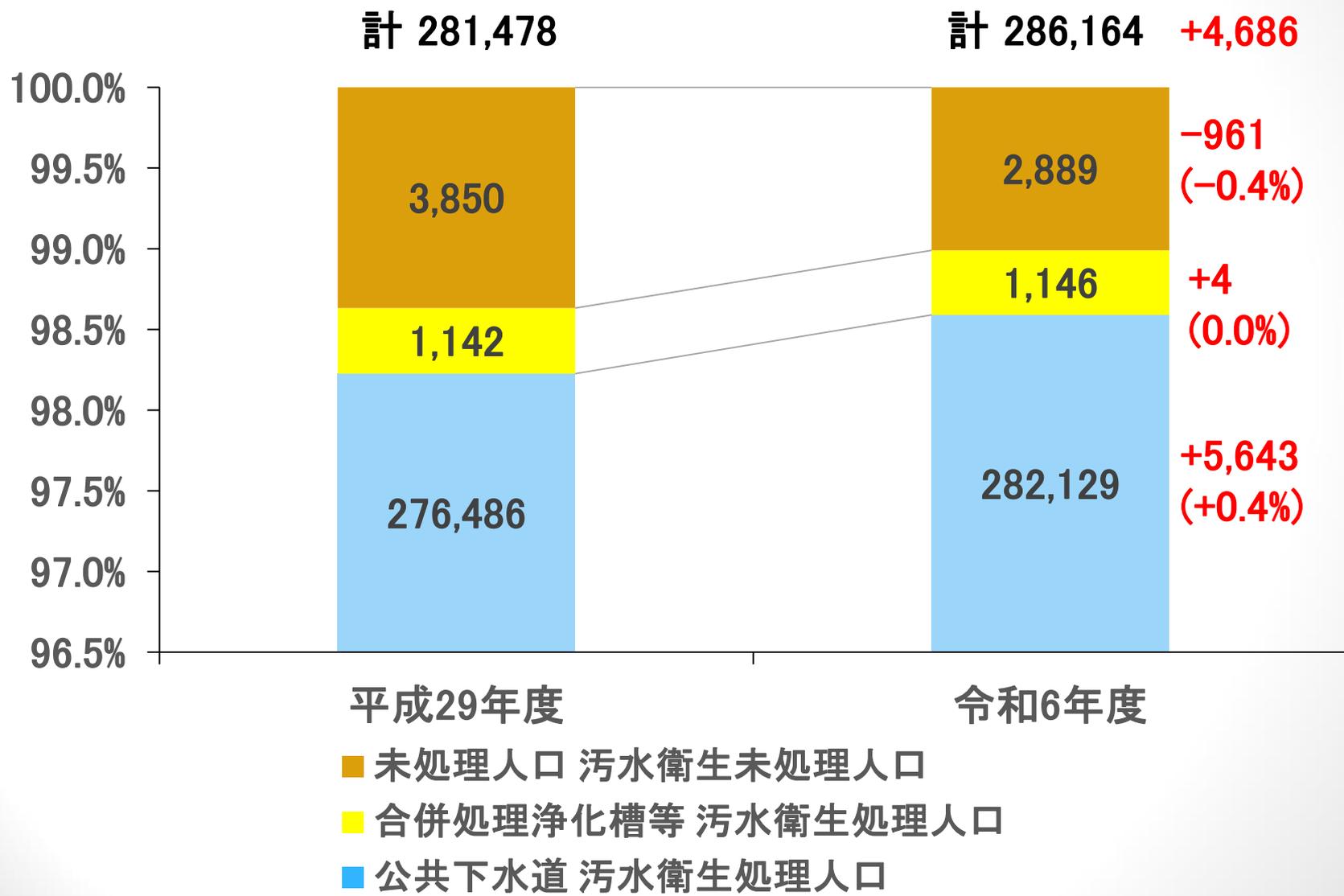
※1 (実績の割合-現状の割合)/(目標の割合-現状の割合)を記載

※2 上段:汚水衛生処理人口(人)、下段:汚水衛生処理率(%)

目標の達成状況

参考グラフ【H29(2017)とR6(2024)見込みの比較】

(単位:人)



(3)様式第9'(参考表)

1 目標の達成状況 (単位:人)

指 標	現 状	目 標	実績 (見込み)	実績B/目標A ※1
	《平成29年度》 (2017)	《令和6年度》 (2024) A	《令和6年度》 (2024) B	
総人口	281,478	283,884	286,164	-
公共下水道	276,486	281,654	282,129	
	98.2%	99.2%	98.6%	40.0%
集落排水施設等	0	0	0	-
	0.0%	0.0%	0.0%	
合併処理浄化槽	1,142	894	1,146	
	0.4%	0.3%	0.4%	0.0%
下水道区域	508	214	500	
	0.2%	0.1%	0.2%	0.0%
浄化槽区域	634	680	646	
	0.2%	0.2%	0.2%	0.0%
未処理人口	3,850	1,336	2,889	
	1.4%	0.5%	1.0%	44.4%
下水道区域	3,276	1,002	2,524	
	1.2%	0.4%	0.9%	37.5%
浄化槽区域	574	334	365	
	0.2%	0.1%	0.1%	100.0%

※1 (実績の割合-現状の割合)/(目標の割合-現状の割合)を記載

※2 上段:汚水衛生処理人口(人)、下段:汚水衛生処理率(%)

(3)様式第9

2 各施策の実施状況

施策の実績		
年度	計画基数	実施基数
H30	3基	2基
R1	3基	4基
R2	3基	0基
R3	3基	0基
R4	3基	0基
R5	3基	0基
合計	18基	6基

※H30の2基は交付金対象外

(4)様式第10 循環型社会形成推進地域計画改善計画書

2 目標が達成できなかった要因

公共下水道

- ・ 下水道未接続家屋の接続切替が進まなかったこと

合併処理浄化槽(基数)

- ・ 想定よりも浄化槽の設置希望件数が少なかったこと
- ・ 敷地状況から設置ができないこと
- ・ 建築基準法等の法令に違反していたこと

未処理人口

- ・ 公共下水道及び合併処理浄化槽にかかる目標が達成に至らなかったこと

(4)様式第10 循環型社会形成推進地域計画改善計画書

3 目標達成に向けた方策

目標達成年度 **令和13(2031)年度**まで

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
一般廃棄物処理基本計画	・ごみ処理基本計画	現計画(H28~R7)							次期計画(R8~R17)											
	・生活排水処理基本計画(生排計画)			中間目標年度	策定	中間見直し			目標年度	初年度				中間目標年度						目標年度
循環型社会形成地域計画(地域計画)		第2期(H30~R5)						目標年度	事後評価							目標達成年度				

(4)様式第10 循環型社会形成推進地域計画改善計画書

3 目標達成に向けた方策

目標達成年度**令和13(2031)年度**まで

公共下水道

- ・ 令和7年度に策定予定の次期生排計画に基づき整備を進め、必要に応じて目標を見直し
- ・ 未整備箇所解消や未接続家屋の接続切替促進

合併処理浄化槽(基数)

- ・ ウェブページや広報誌等を通じた設置希望者の募集
- ・ 必要に応じて未整備箇所の調査や訪問活動